新監査公表第18号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、新潟市長から監査の結果等に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、これに係る事項を次のとおり公表します。

令和6年3月27日

新潟市監査委員 古 俣 誉 浩 同 伊 藤 秀 夫 同 飯 塚 孝 子 同 深 谷 成 信

監査結果等に基づく措置

令和5年度第1期財政援助団体等監查結果報告(令和5年12月26日新監查公表第12号)分

令和5年度第1期財政援助団体等監査結果報告(令和5年12月26日 新監査公表第12号)分			
頁	担当部署	指摘事項等	措置内容等
4 • 5	公益財	(1)指摘事項	
	団法人	本市等からの出捐金を原資とする基本財産が財務諸	この度の指摘を受け、市と財団で公益
	新潟市	表上の一般正味財産に計上されていたもの	法人会計基準の運用指針を改めて理解
	勤労者		し、指定正味財産へ計上する旨を確認し
	福祉サ	財団は、本市が拠出した1億円をはじめとする総額	ました。今後は、出捐者である市の意思
	ービス	1億200万円の出捐金を原資とする基本財産を、貸借	を常に共有し、財団においてその内容を
	センタ	対照表及び正味財産増減計算書上の指定正味財産に計	反映した事業運営や財産管理が行われて
	(T) Made	上すべきところ、平成18年度決算から令和4年度決	いるか、出捐者として確認していきま
	経済部	算まで一般正味財産に計上していた。	す。
	雇用・	公益法人会計基準では正味財産を指定正味財産と一	
	新潟暮	般正味財産に区分することとされており、その運用指 針において、寄付によって受け入れた資産で寄付者等	
	らし推 進課	町において、前内によって支け入れた真座で前内有寺 の意思により、当該資産の使途、処分又は保有形態に	
	進味	の思心により、当該資産の使歴、たが文は保有が悪に ついて制約が課されている場合には指定正味財産に計	
		上し、使途等に制約がない場合には一般正味財産に計	
		上することとされている。市の公金を財源とする出捐	
		金は、永久又は一時的に財団内に維持されることを目	
		的としたものであり、財団の意思のみで処分すること	
		ができないものと考えられることから、出捐金を原資	
		とした基本財産を一般正味財産に計上していることは、	
		公益法人会計基準に準拠したものとはいえず、指定正	
		味財産に計上しなければならない。	
		また、所管課においては、市の公金を財源とした出	
		捐金を拠出している以上、それが指定正味財産に計上	
		されていないのであれば、その顛末を調査し、出捐者	
		の意思が財務諸表上に反映されるよう指導しなければ	
		ならないところ、財団に対する指導を怠り、長年にわ	
		たり出捐者の意思が財務諸表上に反映されていない状	
		態を放置していた。	
		本事案は、公益法人会計基準における基本的な規定	
		に対する理解が著しく不足していたことが原因である	
		が、長年にわたり適正な表示がされていなかったこと	
]	は、出捐を受けた財団は受託責任を果たしているとは	

いえず、所管課においても出捐者としての監督責任を果たしているとはいえない。財務諸表は財団の事業運営に対する主張を表すものであり、財団の財政状態及び経営成績を明らかにするだけでなく、出捐金がある場合には出捐目的に沿った事業を実施していることを示すことが求められる。財団及び所管課は、公益法人会計基準を十分に理解し、常に出捐者の意思を共有しておくことで、それを反映した事業運営及び財産管理を行い、その状況を財務諸表で適正に表示するよう改められたい。

6 公益財

団新期福ーセー経済が出ビン済済が出ビン済が

雇用・新潟暮らし推進課

(3)意見

財団は、市内事業所の約99%を占める中小企業が、資金や人的な面による制約から単独で福利厚生制度を整備することが難しい状況にあることから、中小企業勤労者及び事業主を対象に福利厚生サービスを提供し、勤労者等の福祉の向上を支援している。平成5年の設立当初から、財団は会員ニーズの把握に努め、質の高いサービスを提供してきたことにより、財団に加入している勤労者等の会員数は増加傾向で推移している。

近年、働き方改革に対する意識の高まりから、企業には職場環境の改善を図ることが求められているが、その方法として福利厚生を取り入れることは、勤労者の健康管理や生活の充実により、仕事へのモチベーションを向上させ、人材の確保や定着、生産性の向上などの効果を生むことが期待できる。そのため、財団はより多くの勤労者等に対してより充実したサービスを提供し、働き方改革を支援していかなければならないが、限られた資源の中で会員数の増加に対応することは難しいため、DXの推進により対応可能な業務体制を整備することは必要不可欠である。

現在、財団のホームページでは一部の申請について WEB申込ができるものの、健康診断受診費補助など の各種補助申請ではファックスでの申込が多いことに 加え、職員はWEB申込も含めて集計作業を手作業で 行っている。パソコンやスマートフォンを利用した各 種申請等のDXの推進は、会員の利便性の向上のみな らず、業務効率化や入力誤りの防止など職員の負担軽 減につながり、効率化により生まれた時間や労働力を 他の業務に生かすことができる。そのためには、DX の導入に係る費用やデジタル活用という専門的な分野 に係る課題に対し、所管課である雇用・新潟暮らし推 進課を取りながら導入に向けて取り組むことが必要で ある。

令和 6 年度から働き方改革が本格化し、企業にはさらなる生産性の向上などが求められることから、勤労者の福利厚生を図ることは重要性を増し、それを支える財団の存在意義は益々高いものとなっている。それ

いただいたご意見のとおり、会員の利便性向上及び会員拡大に向けて業務体制の整備におけるDX化の推進は必要不可欠であり、令和6年度から実施する中期計画にDX化に積極的に取り組む旨を盛り込んでいます。今後も引き続き、中小企業の生産性の向上及び職場環境の改善につながるよう、市と財団で協議しながら質の高いサービスの継続的な提供に取り組んでいきます。

故、財団は利便性や効率性の向上のためDXを推進す
るとともに、財団の強みである地域に密着した多様か
つ質の高い福利厚生サービスを継続的に提供しなが
ら、会員拡大を図っていくことが望まれる。福利厚生
事業を通じて中小企業の労働環境を改善し、勤労者等
の健康管理やワーク・ライフ・バランスの実現に取り
組み、その福祉の向上を図ることで、中小企業及び地
域経済の持続的発展に、より一層寄与することを期待
するものである。